

本号で公布された条例のあらまし

◇知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年香川県条例第1号）

- 1 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に基づき、知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第2号）

- 1 法人県民税の法人税割について、一定基準以上の法人に対する超過課税の適用期間を5年間延長することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第3号）

- 1 次の理由により、所要の改正を行うこととした。
 - (1) 香川県新規産業創出支援センターにおいて、情報通信型インキュベート工房の新設等を行うこと。
 - (2) 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）の改正により、容器検査等の対象に「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器」が追加されるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正により、「圧縮水素自動車燃料装置用容器」に係る容器検査等の手数料の額の標準が定められたこと。
 - (3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）（平成30年法律第66号）により毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）が改正され、厚生労働大臣が行っていた毒物劇物の製造業及び輸入業の登録事務が知事に移譲されること。
 - (4) 香川県産業技術センター及び香川県産業技術センター発酵食品研究所の食品・食品原料分析の手数料について、新たな分析項目の追加又は機器更新に伴う手数料の額の設定を行うこと。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇香川県サポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第4号）

- 1 情報通信交流館に人材交流・ビジネスモデル創出のための交流室及び会議室を設け、並びに新県立体育館の整備に伴い大型テント広場及びアート広場を廃止するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第5号）

- 1 社会情勢の変化、本県における迷惑事象の発生動向等を踏まえ、卑わいな行為又は嫌がらせ行為として禁止する行為を拡大するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年7月1日から施行することとした。

◇香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第6号）

- 1 青少年がスマートフォン等で自ら撮影した、自分の裸の画像を送信させられる等の被害を防ぐため、青少年に対し児童ポルノ等の提供を求める行為等を禁止するとともに、罰則を設けることとした。
- 2 令和2年7月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第7号）

- 1 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の一部改正に伴い、新たに知事の権限に属することとなる事務のうち善通寺市が処理することとする事務を追加するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第8号）

- 1 公衆浴場におけるレジオネラ症の発生を抑制するため、公衆浴場が備えるべき構造設備に係る措置の基準等について見直しを行うとともに、風紀に必要な措置として、近年の子どもの心身の成長を考慮して混浴禁止年齢を引き下げするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第9号）

- 1 旅館等の入浴施設でのレジオネラ症の発生を抑制するため、旅館等の浴室、給湯等の設備が備えるべき構造設備の基準等について見直しを行い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第10号）

- 1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正により、条例で定めていた営業者が遵守しなければならない公衆衛生上講ずべき措置の基準については、厚生労働省令で定めることとされたことに伴い、基準を定めた規定を削除する等の所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年6月1日から施行することとした。

◇香川県動物の愛護及び管理に関する条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第11号）

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるために置く職員の名称等を改めるとともに、新たに知事の権限に属することとなる事務のうち高松市が処理する事務を追加する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年6月1日から施行することとした。

◇香川県恩給通算条例等の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第12号）

- 1 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県監査委員条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第13号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、監査委員の審査対象に新たに内部統制評価報告書が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県企業誘致条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第14号）

- 1 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第15号）

- 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第16号）

- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正に伴い、教育職員の正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等を、サービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第17号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員であつて地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）等の適用のないものに対する公務上の災害及び通勤による災害に係る補償の制度を設けるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県職員定数条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第18号）

- 1 令和4年度全国高等学校総合体育大会の開催に係る事業の執行体制を確保するため、教育委員会の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第19号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めることとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第20号）

- 1 香川県立白鳥病院の病床数の変更その他所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇直島町における風評被害対策条例を廃止する条例（令和2年香川県条例第21号）

- 1 香川郡直島町における豊島廃棄物等の焼却・熔融処理に係る事業の終了に伴い、直島町における風評被害対策条例（平成12年香川県条例第82号）を廃止することとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第22号）

- 1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の一部改正により、同法に定める家畜伝染病のうち「豚コレラ」の名称が「豚熱」に変更されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県条例第23号）

- 1 会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができることとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（令和2年香川県条例第24号）

- 1 ネット・ゲーム依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代を担う子どもたちの健やかな成長と、県民が健全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、ネット・ゲーム依存症対策の推進について、基本理念を定め、及び県、学校等、保護者等の責務等を明らかにするとともに、ネット・ゲーム依存症対策に関する施策の基本となる事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。